

## 八幡宇佐宮大宮司職について

乙 咩 政 己

- 一 はじめに
- 二 大宮司の初見と任期・職務について
- 三 大宮司家宇佐氏の分立と抗争
- 四 大宮司四家体制の確立と崩壊
- 五 おわりに

## 一 はじめに

八幡宇佐宮における多面的な研究は、文学博士中野幡能氏の『八幡信仰史の研究』によって、すでに集大成されている。しかし、まだ解明しなければならない問題点も、若干残されているように思える。

ここでは八幡宇佐宮の大宮司職に焦点をあて、特に大宮司の任期と職務(主として行幸会)との関連性について考えてみたい。また、十一世紀以後、宇佐氏が大神氏を圧倒して、大宮司職を独占するに至ったが、鎌倉から南北朝期にかけて、その職をめぐり宇佐氏の嫡庶間での対立・抗争へと転化した。やがて室町時代になると、大宮司職を継承できたのは宮成・到津・安心院・出光の四家に限定され、近世においては宮成と到津の二家のみが、大宮司家として固定化された。

その四家体制の確立と、次の二家体制への推移についても考察したい。

## 二 大宮司の初見と任期・職務について

古代において、八幡宇佐宮（以下宇佐宮と略称）の大宮司職をめぐって、大神氏と宇佐氏との間で熾烈な抗争が展開されたが、結局宇佐氏の独占に終わったことは周知のことであろう。

では、宇佐大宮司職は、一体いつ頃からみられるのであろうか。その関係史料についてみることにする。

(A) 弘仁十二年（八二一）八月十五日の「太政官符」<sup>(1)</sup>に、「宝龜二年、和氣朝臣清麿任豊前守、此時大神託宣、以田麿<sup>(2)</sup>宛<sup>(3)</sup>吾宮司、仍申<sup>(4)</sup>官、即田麿任大宮司」とある。

(B) 宝龜四年（七七三）三月十四日の「八幡大神宮司解」<sup>(2)</sup>によれば、「以大神朝臣比岐子孫、永定大宮司門、以宇佐公池守氏<sup>(5)</sup>為少宮司副門地、以辛島乙日氏<sup>(6)</sup>為禰宜祝門」とあり、和氣朝臣清麿が豊前守の任期を終え入京し、そのことを天皇に奏上したとしている。

両史料を比較すれば、大少宮司門地規定の内容は全く同一で、A史料はB史料の抄出といえる。従って、前者の宝龜二年とは和氣清麿が豊前守に任命されたことのみを意味するもので、門地規定は宝龜四年のことと考えねばならない。

(C) 寛平元年（八八九）十二月廿六日の「宇佐八幡宮四十九箇條行事定文」<sup>(3)</sup>によれば、  
一應大少宮司大神宇佐二氏正胤銓擬事

(符)

(大中臣清麻呂)

(預カ)

右太政官宝龜四年大神託宣、并同八年七月廿九日府緡、右大臣宣、奉勅、在豊前國宇佐郡八幡比咩神社額大社例、又大神朝臣比岐氏永為社大宮司祿宣門地、以宇佐公池守氏宜為少宮司副門地、雖同姓之大神宇佐、以官民氏敢不可混任、令神願令勿上下之亂、（以下略）

とみえる。ここに新しく宝龜八年（七七七）七月廿九日の符が引用されており、内容はA・B史料と同様の大少宮司門地規定である。

以上のような門地規定の出された背景には神護景雲三年（七六九）の道鏡への天位託宣事件に、宇佐公池守が深く関与していたため、その一処分として、門地を明確に規定する必要があったことは間違いない。それは宇佐宮内部における、大神・宇佐氏間の権力闘争に対する一応の解決策であつたろう。

ところで、最近和氣清麿が豊前守に任命されたことに關して、嚴密な史料批判の上に立脚し疑問が提示されている。(4) それが事実であれば、A・B史料の門地規定自体も見直されなければなるまい。

私としてはC史料に引用されている宝龜八年七月廿九日の符を以て、正式に大少宮司の門地が決定されたと考えたい。なぜならば、官社的な性格を有する宇佐宮だからこそ、国を最大の危機に陥しいれた道鏡への天位託宣事件の事後処理として、朝廷方の意向が正式な手続き（公文書の発給）によって、決定されるべきであると考えからである。

次に、大宮司の任期についてであるが、「類聚三代格」によれば、

太政官符

應<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>諸國神宮司神主<sub>一</sub>事

(被) 右●大納言從三位神主宣●奉<sub>レ</sub>勅、掃<sub>レ</sub>社敬<sub>レ</sub>神、錯<sub>レ</sub>禍致<sub>レ</sub>福、今聞、神宮司等一任終身、侮<sub>レ</sub>黷不<sub>レ</sub>敬、崇<sub>レ</sub>谷屢<sub>レ</sub>臻、宜<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>

今以後、葡<sub>レ</sub>擇彼氏之中潔清廉貞堪<sub>二</sub>神主<sub>一</sub>者<sub>一</sub>補任、限<sub>以</sub>三<sub>六</sub>年<sub>一</sub>相替<sub>甲</sub>、

延曆十七年正月廿四日

とある(◎印は筆者)。この太政官符によって、神宮司等の一任終身制は否定され、潔清廉貞の者を以て、六年交替で補任されるべきことが決定されている。

これを受けて、前出のA史料に、「依<sub>二</sub>延曆十七年五月廿八日符<sub>一</sub>、從六位下津嶋朝臣縣守任<sub>二</sub>大宮司<sub>一</sub>、七位下大神朝臣家依任<sub>二</sub>少宮司<sub>一</sub>」とある。宇佐大宮司に他氏の津嶋氏が補任され、従来通りであればその職にあるべき大神氏が少宮司に任せられ、宇佐氏が確認できない。

しかし、『類聚国史』巻十九の弘仁十二年八月十五日の条に、「以大神宇佐二氏為八幡大菩薩宮司」とみえ、A史料の太政官符の事書にも同様の記載がある。また、『延喜式』巻三にも、「凡八幡神宮司、以大神・宇佐二氏補之、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>雜補他氏」とみえる。

以上のことから、宇佐大宮司職において他氏を完全に排除し、大神・宇佐の二氏しかその職に就任できず、二氏が全く対等の地位に置かれたことを意味しよう。

ここで、宇佐宮最大の宗教儀礼である行幸会について考えてみたい。

まず、行幸会の式年に関する文献史料をみると、

(D) 『八幡宇佐宮御託宣集』（以下『託宣集』と略称）の第三巻に、「此中八箇社、田布江、鷹居、瀬社、酒井、乙目、大根河、都麻垣、小山田、四年一度御行自子午有沙汰」とあり、また、「嵯峨天皇御宇、弘仁年中、大帯姫示現之間、仰同国司被造之、六箇年一度、御行幸

會之時、被造進之」とある。即ち、行幸会は初め四年に一度執行されていたが、弘仁年中に卯と酉の歳を式年として、六ヶ年に一度執行されるようになったことがわかる。

(E) 『宇佐宮寺御造管井御神事法会御再興之日記』（以下『応永造管記』と略称）の第二巻に、「夫行幸會ハ、嵯峨天皇御宇弘仁八丁酉年、始被執行之、以来卯酉六ヶ年一度八箇社御行幸」とみえる。<sup>(5)</sup>

(F) 「宇佐宮行幸会根本并再興次第」によると、「第五十二代嵯峨天皇弘仁二年辛卯以来、以六年卯一度為式年、被遂行行之矣」とある。

以上のように、行幸会は六ヶ年に一度卯酉の歳を式年とすることについては、『託宣集』の弘仁年中の記事を参考にし、後の二史料はそれぞれ弘仁二年と同八年の説を主張したものと考えられる。

伊藤勇人氏によれば、弘仁年中で卯酉の歳に当たるのは、弘仁二年辛卯・同八年丁酉・同十四年癸卯の三度で、第三殿（大帯姫廟神社）が鎮座したのは、弘仁十四年で、この歳が神興造進の先例となつてゐることや、御殿の修理と御装束の改換等の

年次もすべて弘仁十四年に集中し、そのこと自体が行幸会の執行と深く関わることから、この年を行幸会始源に関する契機として、注目されている。

そこで、別の視点からそのことを考察すると、すでに延暦十七年に大宮司の任期が六ヶ年と規定されているのであるから、弘仁年中に交替すべき年次は弘仁元年・同七年・同十三年の三度ということになる。

ここで寛平元年（八八九）十二月廿六日の「宇佐八幡宮四十九箇條行事定文」<sup>(8)</sup>の第五条にみられる御服物の交易が、行幸会に関する例文であれば、行幸会執行の前段で、大少宮司がわざわざ京上していることがわかる。とすれば、大宮司補任の年に行幸会を執行することは、その準備期間を想定するだけでも、極めて不可能であろう。

弘仁十二年に大神・宇佐の二氏が交替で大宮司職に就任することが規定されており、従ってそれは弘仁十三年より適用されねばならないことになる。

この二氏だけによる大宮司職の交替制は、従前の宇佐宮内部の抗争を防止せんことをねらったものである。

しかも、この原則を厳守させようとすれば、宇佐宮の宗教儀礼との関係から、一方法が模索されたのに相違ない。それが行幸会であり、大宮司職の交替を規則正しく形あるものとするためには、どうしても一宗教儀礼の中に定着させる必要があったのである。

弘仁十三年から、新体制による初めての大宮司補任の年であったが、行幸会はその準備期間との関係から、翌年の弘仁十四年癸酉の歳に初めて執行され、それ以後、卯酉の歳の六ヶ年に一度執行されるようになったと考えたい。

行幸会の儀礼内容については、『託宣集』の中に、断片的な記載ながら散見できる。それによれば、大貞社の三角池に自生する真薦（御神体）を調製し、神服を以てこれを包み、新旧御験の更新によって、八幡神出現にゆかりのある八箇社を臨幸することである。

ところで、『託宣集』の第七巻に、「以ニ御影ノ移リッ<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>示ニ世間転変一也」とみえる。これを私なりに解釈すれば、大

宮司が新しく交替することによって、必然的に御驗も更新され、行幸会の執行を通して、そのことを世間一般に知らしむることを意味するのであろう。

大宮司の職務については、「宇佐宮成公右目安案」<sup>(9)</sup>によれば、遷宮と行幸会の遂行、毎年の大小会神事の忠勤を致すことであつたことがわかる。

特に、承元三年（一二〇九）十二月六日の「関東御教書案」<sup>(10)</sup>によれば、「号ニ大宮司者、奉替尊神ニ重職也」とあり、この尊神を替へ奉るとは、明らかに行幸会の御驗の改換そのものを意味する。このことから、行幸会の執行こそ大宮司の最大の職務であつたことが窺知できよう。

以上のようにみてみると、大宮司の任期と行幸会の式年が、ともに六ヶ年という共通性を帯びねばならないことも自明の理といえよう。

〔註〕(1) 『東大寺要録』巻四

(2) 『大日本古文書』家わけ四、石清水文書第二卷三八六号。但し、『託宣集』第十卷にも同様の記事がある。

(3) 『大日本古文書』家わけ四、石清水文書第五卷

(4) 若杉昌昭「地方官制度」(『大分県史』古代篇Ⅰ)

(5) 小野拓男所蔵『応永御造宮日記』。伊藤勇人「行幸会の起源」(『行幸会道』)

(6) 『大分県史料』第一卷、到津文書二七一号

(7) 伊藤氏前掲書

(8) 『大日本古文書』家わけ四、石清水文書第五卷。『平安遣文』第九卷四五四九号

(9) 『大分県史料』第一卷、到津文書一一七号

(10) 『大分県史料』第一卷、到津文書三三三号

### 三 大官司家宇佐氏の分立と抗争

古代における大神・宇佐氏による大官司職の交替は、そうスムーズにいかなかったようである。なぜならば、長保五年（一〇〇三）八月十九日の「宇佐八幡宮司解」<sup>(1)</sup>によれば、「依<sub>レ</sub>西度府解、令<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>任大官司外五位下大神朝臣邦利」とある。大官司の任期六ヶ年の原則は不変であるが、交替制を否定する重任の出現によって、宇佐宮内部の抗争は再び泥沼化の様相を呈せねばならなかった。

しかし、十一世紀以後、宇佐氏が大官司職を独占するに至り、やがて鎌倉時代を迎えると、宇佐氏の嫡庶間の抗争が展開された。

嫡流の大官司については、「宇佐宮成公右目安案」<sup>(2)</sup>によれば、

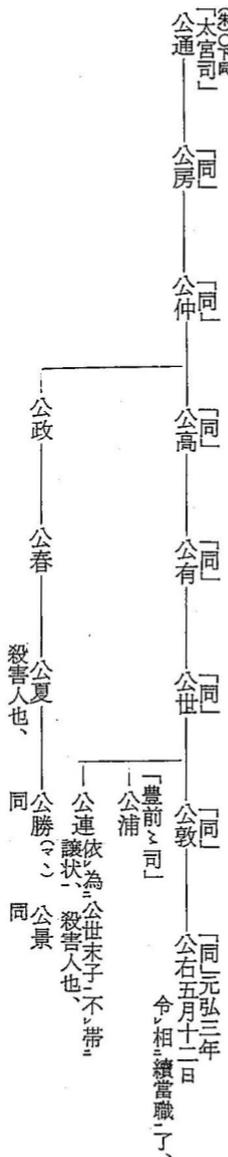
#### 目安

八幡宇佐宮太官司公敦嫡孫公右申社務職事

右宮職者、宇佐手人天平勝寶元年令<sub>レ</sub>拜任<sub>レ</sub>之以降、相統于<sub>レ</sub>今無<sub>レ</sub>相連、就中公通・公房・公仲・公高・公有・公世・公敦・公右八代者、殊以<sub>レ</sub>嫡<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>其器、被<sub>レ</sub>擇補<sub>レ</sub>之条、代<sub>レ</sub>と蔽旨分明也、（以下略）

とあり（◎印は筆者）、また「宇佐大官司職系図」<sup>(3)</sup>には、

#### 宇佐宮太官司職系圖



とみえ、嫡流の八代については以上のことで確認できる。

では、庶流の大宮司については、どうであろうか。承元三年（二〇九）十二月六日の「関東御教書案」によれば、

一信房申前大宮司公定宿祢、差遣扶持人等於豊前國上毛郡尻高浦、令夜討殺害右馬允秀忠之由事（宇都宮）

とあり、承元三年以前に公定が大宮司であったことは確実である。「到津系図」によると、公定は公房・公仲の末弟に当り、大宮司の傍注はないが、「出光系図」には「元久三年（二〇五）の任」と注記されており、大宮司であったことを裏付けている。

嫡流の公房にかわって、末弟の公定が大宮司に補任された背景をみると、建仁二年（二〇三）八月六日の「擬大宮司宇佐公方解状写」に、「爰公房無男子之間、於公方二者、為甥上、自幼少之當初令養子、適依相具公房之嫡女、所令讓得當職一也」とみえ、公房に男子無きことが最大の原因であったことがわかる。公方は公房のすぐ下の弟公慶の嫡子で、彼は公房の譲りと本家御教書を得て、幕府の御教書を賜わらんと訴えたのであるが、大宮司には任せられず、かわりに公定が補任されたようである。

その公定もほんの三年間ほどで解任され、再び公房が還補されている。これは大宮司公定が扶持人等を差し遣わし、右馬允秀忠を殺害せしめたことによるものであろう。

次に、「岩根系図」によれば、公政の注記に、「貞永元之任」として大宮司補任の記載がある。しかし、貞永元年は公高が補任され、その前年は公仲がその職にあることをみれば、公政が大宮司にあったとするには疑問が残る。彼は日向国村角領主で、初めて岩根氏を号したようである。

公政の嫡子である岩根公春は、確実に大宮司に補任されており、在任中の弘安七年（二八四）には幕府より日向国村角別符の地頭職を寄進されている。公春の嫡子公夏も嘉元四年（三二九）に、大宮司として確認できる。

永仁四年（二九六）と同五年には安心院公泰が大宮司であった。安心院氏は嫡流公高の弟公成（権大宮司）の息公栄が初

めて号したもので、安心院を本貫地とする在地領主である。

「到津系図」所載の公泰をみると、「天文十九年七月十七日叙從五位下、号大宮司、安心院、但不執行神事又諸官不用之」とあるが、公泰が天文年間の人でないことは自明であろう。同様の記載は「宮成系図」にもある。

延慶三年（一三三〇）正月十二日の「鎮西北條下知状写」によると、安心院公泰は豊前国在庁の藤原兼盛と相論し、鎮西探題北條政頭は公泰に宇佐郡司職と佐野村寛寿丸名田島等を領掌せしめ、兼盛に対しては謀略の咎に処すべしと下知しており、安心院氏の勢力伸張のようすをここに垣間みることができよう。

安心院公宣も正和五年（一三一六）には大宮司であつたらしく、また延慶二年（一三〇九）に在職している公為は、「到津系図」から安心院氏の可能性が強い。

そのほか鎌倉期にみえる庶流の大宮司として、文永八年（一二七一）に公氏（名字不明）が確認され、また元徳元年（一二九）と元弘三年（一二三三）に到津公連がみえる。

鎌倉時代において、大宮司の任期六年の原則は崩壊し、一般に庶流の大宮司ほど短命であつたといえる。これは嫡流の大宮司が社辺に居住し、宮成公教のように、遷宮・行幸会の執行、毎年の大小会神事の勤仕など、宇佐大宮司としての職務に忠実であるのに対して、庶流の場合はすでに在地領主化し、勢力拡張に懸命で、宇佐宮の運営に消極的であつたために、早く解任されたのであろう。

さて、鎌倉末期から南北朝期にかけて、嫡庶間の抗争は最も激烈であり、この経過についてみることにする。

公教は父公世の譲りと本家補任の書下を得て、徳治二年（一三〇七）の太政官符により、大宮司に補任されたが、末弟の公連は本家御奉行を掠めて、元徳元年（一二二九）に補任されたものの、官符を賜わらず、拝社も遂げなかつたことから、翌年には改替されている。

なおこの期間中に、安心院公宣と公為が大宮司として在任している。

しかし、到津公連は元弘三年（一一三三）九月六日の「太政官符案」<sup>(20)</sup>によって、還補されている。これによれば、宮成公右（公教の嫡孫）・岩根公景・吉松公浦・安心院公宣・公德（名字不明）が大宮司職を競望しているが、古今公験を帯していることから、公連が補任され、今後は本所の号を止めるとして、本家の補任を否定していることが注目される。

建武元年（一一三四）十一月に、宮成公右は到津公連が抑留している社務職と官符以下公験証文等を糺し賜わらんことを重ねて言上しており、<sup>(21)</sup>このことから公連が正式の大宮司であったことがわかる。

ここで鎌倉時代までの大宮司補任の手続についてみると、平安時代以来、太政官符によって補任されてきたが、宇佐氏が大宮司職を独占するようになると、前任者の譲り（公験証文も含む）が任用で、また、宇佐宮が近衛家を本家に仰ぐと、必然的に本家補任の書下（下知）が必要とされた。そして鎌倉時代になると、宇佐宮は平氏方であったため、幕府権力の介入を受け、「一到津系図」に見られるように、関東の安堵を賜われることも要求されたことであろう。

鎌倉期には前任者の譲り・本家の書下（下知）・関東の安堵（御教書）・太政官符を以て、正式の大宮司として認定されたといえる。

正安元年（一一九九）十月廿四日の式部省宛の「太政官符案」<sup>(22)</sup>によれば、「恣奉<sup>レ</sup>掠<sup>レ</sup>本家、猥依<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>濫訴<sup>二</sup>」とあり、庶流である公氏の濫補を停任し、嫡流の公世が大宮司に補任されている。庶流が大宮司職を獲得するためには、本家に対する働きかけこそ唯一の方法であったともいえる。永仁六年（一一九八）の「関東御教書案」<sup>(23)</sup>によれば、幕府は大宮司職が連々改補されるため、遷替なからんことを本所に触れ申している。このことから任期六ヶ年の原則は遵守されなかったといえる。

再び、公連と公右などの抗争にもどると、正慶二年（一一三三）五月十二日の「大宮司宇佐公教讓状写」<sup>(24)</sup>に、公教は去る四月十八日に還補の御下知を賜わったが、病悩で存命不定により、嫡孫の公右に大宮司職を讓与したとしている。還補の御下知とは、「宮成公右目安案」にみえる本所の御下知のことであろう。つまり正式の太政官符を賜わらない公教としては、本家補任の御下知を以て、大宮司職補任の根拠としなければならなかったのである。

その後、公教は死去したようである。建武元年（一一三三三四）十月の「宇佐大官司到津公連雜掌陳狀案」に、「公教亡祖」とみえることから、そのことが判明する。

公連と公右の相論に関する河野房男氏の私見によれば、元弘三年の大官司職補任の太政官符や公驗証文を有する到津公連が正式の大官司であり、現地では元弘三年十一月の宇佐宮案所檢校丹波有世の解文や宇佐宮御装束所檢校兼修理所別当大神宇貞の重代相伝知行地に大官司公右の解題がみられることから、元弘三年六月以降建武の親政にかけては、京都では到津公連を正式の大官司と見、現地では宮成公右の大官司としての支持が多く、尊氏が後醍醐天皇に反するや公連の実権は衰え、かわって公右の大官司としての権威が増したとの注目すべき指摘をしている。

公連は正式の太政官符を帯し到津庄に在庄、公右は本家補任の御下知を以て宇佐宮の社辺に居住し、それぞれ大官司であることを主張しており、この頃、実質的には大官司が並立していたともいえる。

延元元年（一一三三三六）七月十日の「前大官司宇佐公右置文写」によれば、公右は舎弟の公和を養子として、大官司職と所領を相続させ、もし懐妊の疑いのある妻に男子が出生したならば、嫡子として大官司職・所領・次第証文を譲与しよう置文している。

建武四年（一一三三七）正月、公和は大官司として確認され、彼は院宣・將軍家御施行・本家御下知を受け、公連を退け理運器量に任せて拝任されているものの、御教書を賜わらんことを請うている。

この頃、到津公連は実質的に大官司職を退けられていたともいえる。

確実にそのことを証明する史料として、貞和三年（一一三四七）七月十二日へ吉松公浦重任の「太政官符写」をみることにする。公浦は公教の舎弟であり、康永三年（一一三四四）に大官司職に補任せられ、太政官符・式部省・本家御書下を帯し、恒例臨時の神事仏会も執行していたが、貞和二年に到津公連・宮成公居・出光公和・安心院公直等が大官司職を競望していたことが判明する。しかし、公連は元徳・元弘に補任されたが拝社を遂げずに改替され、公居・公和は祖父公世の義絶を蒙った前権

大官司入道光光の子息で、出家の仁の子孫が社務職に補せられた前例がなく、しかも殺害大犯の族であるとして除外され、結局、理運器量に任せて公浦が重任されたことがわかる。

なおこのことから宮成公将（入道光光）が大官司に補任されなかった理由がうかがわれる。従って、公教は嫡孫の公右（公将の嫡子）に大官司職を譲与せざるをえなかったのである。庶流の大官司が台頭する背景として、公将の義絶問題が大いにからんでいたといえよう。

ところで、もし到津公連が大官司であれば何故にわざわざ大官司職競望の一員に加わる必要があったであろうか。また、大官司家であれば、一代も中絶の仁なきように、直ちに大官司職を嫡子公利に譲与すべきであらうと思われるが、公利はその職に補任されていない。<sup>80</sup>

これらのことから、二大官司並立の時期はほんの数年の現象にしかすぎなかったと、結論づけることができよう。

永徳元年（一二三八）には、出光公行が公家・武家の御教書によって、大官司に補任されている。<sup>81</sup> 公右は公和に対して、男子出生の場合は大官司職等を譲与するよう置文をしており、それが現実となった以上、出光氏はその全ての権利を放棄せざるを得なかった。

にもかかわらず、出光公行が補任されたため、そのことに反対して前大官司宮成公居・公内等が弥勒寺に乱入したのである。<sup>82</sup> これは宮成氏にとって、大きな損失であったと思われる。

その後、宇佐大官司職を宮成公満に仰せ付ける下知があったが、父公内は罪科に処せらるべき御教書があるとして、公満を退け到津公連の孫子公規に補せらるよう九州探題今川了俊が推挙している。<sup>83</sup>

再び到津氏が宇佐宮の表舞台に顔を出したことになり、公規はその後大官司として確認される。

さて、鎌倉から南北朝期にかけて、大官司の任期六ヶ年の原則は厳守されていなかったと思える。しかし、「九州探題今川了俊書状写」<sup>84</sup>によれば「抑豊前国宇佐大官司職事、益徳丸執事候敷、此事當任之年数六ヶ年被<sub>レ</sub>定候間、其年数之内候間、益

徳可三奉行「候由先立成敗了」とある。任期六ヶ年の原則は、混乱期においても深く認識されていたことが判明するが、この場合は家ごとの六ヶ年任期を規定しようとしたのであろう。

南北朝期において、祭事を執行することは不可能と思えるが、暦応二年（一二三三）の己卯と康永四年（一二四五）乙酉の歳は二回放生会を執行した如き記載がある。<sup>35)</sup>しかし、実際に執行したか否かは不明である。

本来的には卯酉の歳は行幸会の式年に相当し、行幸会を執行しようとすれば、四泊五日の行程において、安心院の妻垣社には二泊せねばならないことになる。そこは大官司職を競望している安心院公直の本貫地であり、またこれには莫大な経費と労力を要することから、現実的には不可能であろう。従って、放生会という全く別の宗教儀礼を以て、一種の行幸会として代行させることによって、大官司であることへの証明としたかたたものではあるまいか。なお放生会は毎年執行すべきもので、永く退転していたにもかかわらず、ここに出現した理由は以上の解釈で理解できよう。

以上、鎌倉から南北朝期にかけて宇佐大官司家として、宇佐姓の宮成・到津・岩根・安心院・出光・吉松の六家が確認される。

- 〔註〕(1) 『大日本古文書』家わけ四、石清水文書第五卷宮寺縁事抄宇佐四  
(2) 『大分県史料』第一卷、到津文書一一七号  
(3) (2)と同様  
(4) 『大分県史料』第一卷、三二二号  
(5) 『大分県史料』第一卷  
(6) 宇佐神宮所蔵本  
(7) 『大分県史料』第二四卷、宮成文書四号  
(8) (5)と同様。到津系図  
(9) 宇佐神宮所蔵本

- (10) 『大分県史料』第一卷、到津文書七一号
- (11) 『大分県史料』第一卷、到津文書一一四号
- (12) 中野幡能「宇佐宮武士団の安心院大宮司」(『八幡信仰史の研究』)  
 (12)と同様。『大分県史料』第三〇卷、樋用文書一八号
- (14) 中野幡能前掲書
- (15) 『大分県史料』二四卷
- (16) 『大分県史料』第一卷、到津文書九八号
- (17) 『大分県史料』第一卷、到津文書一一七号
- (18) (17)と同様
- (19) 『大分県史料』第三〇卷、八幡宮関係文書第二二卷一号
- (20) 『大分県史料』第一卷、到津文書一七号ノ五
- (21) 『大分県史料』第一卷、到津文書一一七号ノ三
- (22) 『大分県史料』第一卷、到津文書一七号ノ三
- (23) 『大分県史料』第一卷、到津文書一七の六
- (24) 『大分県史料』第二四卷、宮成文書三三号
- (25) 『大分県史料』第一卷、到津文書一一七号ノ裏四
- (26) 河野房男「宇佐大宮司宮成家と到津家の対立」(『宇佐市史』中巻)
- (27) 『大分県史料』第二四卷、宮成文書三四号
- (28) 『大分県史料』第一卷、到津文書一三五号
- (29) (19)と同様

- (30) 「出光系図」に公連の嫡子として公利がみえるが、「到津系図」にはない。
- (31) 『大分県史料』第一巻、到津文書一七号ノ一四
- (32) 『大分県史料』第一巻、一七号の二二
- (33) 『大分県史料』第一巻、到津文書一七号ノ九
- (34) 『大分県史料』第二九巻、益永文書六一号
- (35) 『大分県史料』第二巻、北良蔵文書二四号北和介文書一三三号

#### 四 大官司四家体制の確立と崩壊

南北朝合一による初めての大官司は安心院公増で、明德三年（一三九二）後小松天皇より論旨を賜わっている。<sup>(1)</sup> ところで、室町期を通じて、大官司職を継承できたのは、宮成・到津・安心院・出光の四家に集約される。

では、岩根・吉松氏は、どうしたのであろうか。そこで、二氏に関する系図をみると、岩根氏は公政―公春―公夏―公勝―公景で、吉松氏は公浦―公益―公守で断絶しているようであり、このことが二氏の確認できない最大の原因であったといえる。<sup>(2)</sup> 応永十六年（一四〇九）の「大官司宇佐公則申状写」<sup>(3)</sup>によれば、応永七・九年に宮成公則が大官司に補任されたが、世上物忿の時分であり実質的には前大官司公増がその職にあり、それを不服として愁訴したが受け入れられず、結局到津公貞が補任されたものの、重病を受け逝去したため再補せられんことを言上している。<sup>(4)</sup> これに対して、応永七年の「左衛門尉某奉書案」には、公増が還補されたことになっている。

このように室町初期においても、大官司職をめぐる抗争は絶えなかつたようである。しかも任期六ヶ年の原則は、遵守されていない。

もしこの原則を厳守し、嫡庶間の抗争を鎮静化しようとすれば、平安初期のように、尊神を替え奉る（行幸会）という大官

司としての重職を全うさせることと四家が交替で大宮司職に補任されることこそ、宇佐宮の正常化にとって必要不可欠であつたらうと思われる。

そのようなことから、「宇佐宮行幸会根本并再興次第」をみると、

(前略)

當會御再興次第

應永卅年<sup>癸巳</sup>知大宮司公兼 奉行人西寺伊佐掃部助

永享元<sup>己酉</sup>知大宮司公佐 奉行人不在<sup>在</sup>知之

永享七年<sup>乙酉</sup>知大宮司公世 奉行人庄若狭余者不在<sup>在</sup>知之

嘉吉元<sup>辛酉</sup>知大宮司公順 奉行人庄若狭余不在<sup>在</sup>知之

文安四年<sup>丁酉</sup>知大宮司公正 奉行人庄若狭余不在<sup>在</sup>知之

享徳二年<sup>癸酉</sup>知大宮司公兼 奉行人万福寺庄若狭人道

長祿三年<sup>己酉</sup>知大宮司公見 奉行人万福寺幡生

寛正六年<sup>乙酉</sup>知大宮司公弘 奉行人万福寺伊佐越中守飯田掃部助

行幸會無<sup>無</sup>執行之<sup>之</sup> 宮成

文明三年<sup>辛酉</sup>知大宮司公幸 宮成

行幸會無<sup>無</sup>執行之<sup>之</sup> 安心院

とある。大宮司の任期と行幸会との関係が如実にうかがわれ、しかも四家が交替で大宮司職を継承していることも窺知できる。四家による交替制については、享徳二年（一四五三）の「杉重綱奉書」<sup>(6)</sup>に、「八幡宇佐宮大宮司職巡役事」とあり、大宮司の任期を六年として、四家交替で補任されるという意に解することができよう。

以上のことから、大宮司の任期と行幸会との間には、密接不可分な関係のあったことが、証明されたことになる。

さて、大宮司職の四家体制は、出光公順のみえる嘉吉元年（一四四一）には完全に確立していたことになるが、私は応永卅年の行幸会が執行される前には、すでにこの体制は一応確立されていたと考えている。なぜならば、四家による協力なくして、行幸会は執行されないからである。恐らくこの交替制は宇佐宮再建に非常に協力的であった豊前守護大内盛見による、宇佐宮正常化への計らいによるものであろう。

永正四年（一五〇七）の「宇佐宮神事用途配分注文案」<sup>(7)</sup>に、

一三貫文

當大宮司安心院宮徳方

一巻貫文

前大宮司宮成方

一巻貫文

前大宮司到津方

一巻貫文

前大宮司出光方

とあり、大宮司四家体制が健全であることがわかる。また、大宮司一覽表でも、そのことは確認できる。

大宮司職の補任については、明徳三年は綸旨であったが、宮成公則の応永七・九年の場合、九州探題の遵行に預っており、室町幕府によって補任されていたことがわかる。しかし、享徳二年（一四五三）の「杉重綱奉書」<sup>(8)</sup>には、「御判御奉書如レ此、然者任下被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>之旨可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>渡到津公弘<sub>一</sub>之由候也」とあり、杉重綱は豊前守護代と考えられ、豊前守護の大内氏が補任に直接関与していたものといえる。事実、永正十年（一五一三）には大内義興が出光公恒を大宮司に補任<sup>(9)</sup>している。古代か

ら中世にかけて、大官司職補任発給の主体者は、その時代の社会的・経済的条件によって、大いに變化していることがわかる。室町期を通じて、四家体制は堅持されたが、近世になると宮成・到津の二家による体制へと移行している。そこで、安心院・出光氏が継承できなくなった理由について、考えることにする。

まず、安心院氏の場合、天正十年（一五八二）安心院麟生が大友氏に反抗し、神楽岳城に籠ったがついに滅ぼされている。<sup>(11)</sup>なお、子孫は日田に逃げたといわれている。

次に、出光氏であるが、出光村の本貫地に居住していたため、近世においては宇佐宮の神領からはずれており、それ故に除外されるべき運命にあったと結論づけたい。

ところで、豊臣秀吉によって神領が悉く没収され、天正十五年に豊前国六郡に入部した黒田氏が、同十七年に宇佐宮に対し、向野郷社辺三百石を寄進、続いて入国した細川氏も慶長六年に五百石を寄進して以来、同廿年まで都合千石を寄進しており、<sup>(12)</sup>その地は主として宇佐村が中心であった。

天正七年の「宇佐宮一社中目安状案」<sup>(13)</sup>によれば、永祿年中に大友氏の社奉行奈多鑑基によって、社頭一字の在所である大官司到津公澄館が破却され、その後大官司宮成公建も知行地を押領されており、また公建は社辺に在宅していた旨の記載がある。即ち、到津・宮成とともに、宇佐宮の境内あるいは社辺に居住していたことがわかる。

つまり、宇佐村に在住していた大官司家こそ、宇佐大官司職を継承すべき正統な権利を有したのである。

しかも、慶長元年に、到津公兼の息豊壽（公尚）は宮成公基（黒田吉右衛門尉政本）の息女と相嫁の儀を以て、宮成家を相続しており、<sup>(14)</sup>両家は緊密な関係を護持しており、このことから大官司職の二家体制は安泰であった。それは室町期の四家体制の伝統が、近世においても強く引き継がれたことを意味している。

最後に参考のため、中世の宇佐大官司一覽表を掲示しておく。但し、この表は『大分県史料』から検出したもので見落しや、また将来他の史料・記録等から、新たな補充と訂正を要することは否定できない。

中世の宇佐大宮司一覽表

大宮司名	在職検出年次	出典
宇佐公通	(ア)文治2年、(イ)同4年 (ウ)建久2年、(エ)正治2年	(ア)30巻46号、(イ)29巻6号、30巻46号 (ウ)7巻8号、(エ)29巻11号
宇佐公房	(ア)文治元年、(イ)同4年 (ウ)正治2年、(エ)建保2年	(ア)30巻3号、(イ)29巻198号、(ウ)1巻29号、(エ)30巻212号
宇佐公定	(承元3年以前)	(1巻32号)
宇佐公仲	(ア)建保4年、(イ)承久2年、 (ウ)同3年、(エ)貞応元年、(オ) 同2年、(カ)同3年、(キ)嘉禄 元年、(ク)同2年、(ケ)同3年 (コ)安貞2年、(コ)寛喜元年、 (セ)同2年、(ソ)同3年	(ア)29巻14号、(イ)1巻38号、3巻91号 29巻17号、(ウ)29巻15号、(エ)1巻40号 (オ)1巻28号、30巻25号、(カ)1巻44号 (ク)1巻45号、3巻26号、3巻27号、(ケ) 2巻117号、(ケ)1巻48号、(コ)1巻、49 号、(コ)24巻宮成6号、(セ)1巻50号、1 巻51号、(ソ)1巻52号
宇佐公高	(ア)貞永元年、(イ)宝治3年、 (ウ)康元2年、(エ)同3年	(ア)2巻319号、(イ)3巻39号、(ウ)1巻64号、(エ)3巻39号
岩根公春	(ア)天福2年、(イ)仁治3年、 (ウ)弘安7年、(エ)同8年	(ア)1巻54号、(イ)1巻55号、(ウ)1巻71号、(エ)1巻84号
宇佐公有	(ア)正嘉元年、(イ)建治元年、 (ウ)同3年(エ)弘安元年、(オ)同 2年、(カ)3年、(キ)同9年、 (ク)同10年	(ア)30巻68号、(イ)1巻17号、1巻71号 (ウ)29巻26号、29巻27号、(エ)1巻76号 (オ)1巻11号、(カ)1巻82号、(キ)3巻87 号、(ク)30巻26号、30巻27号
安心院公泰	(ア)永仁5年	(ア)30巻212号
宇佐公氏	(ア)永仁7年	(ア)1巻89号
宇佐公世	(ア)正安元年、(イ)同3年	(ア)1巻17号、(イ)1巻71号の7、24巻宮成5号の7
岩根公夏	(ア)嘉元4年	(ア)29巻18号の4
宇佐公為	(ア)延慶2年	(ア)1巻114号
安心院公宣	(ア)正和4年、(イ)同5年	(ア)24巻宮成23号、(イ)1巻116号
宮成公教	(ア)正安2年、(イ)延慶2年、 (ウ)文保2年、(エ)元応元年、 (オ)元亨元年、(カ)同2年、(キ) 同4年、(ク)正中3年、(ケ)嘉 暦元年、(コ)同2年、(ソ)同3 年、(セ)正慶2年	(ア)2巻378号、(イ)30巻289号、(ウ)30 巻275号、(エ)29巻24号、(オ)3巻204 号、30巻5号、(カ)30巻254号、30巻 5号、(キ)1巻45号、2巻438号、(ク) 30巻63号、(ケ)2巻101号、(コ)1巻123 号、7巻47号、(ソ)2巻445号、29巻 8号の8、30巻210号の5、(セ)24巻 宮成33号
岩根公景	(ア)嘉暦3年	(ア)8巻647号
到津公連	(ア)元徳元年、(イ)同3年、(ウ) 元弘3年、(エ)建武元年、(オ) 同2年	(ア)1巻17号の4、(イ)2巻209号、(ウ) 2巻312号、(エ)1巻117号裏の3、 (オ)1巻117号裏の7

出光公和	(ア)建武4年、(イ)同5年、(ウ)暦応元年、(エ)同3年	(ア)1巻135号、(イ)1巻139号、(ウ)2巻436号、(エ)2巻291号、2巻292号
宮成公右	(ア)元弘3年、(イ)康永元年	(ア)2巻336号、7巻56号、(イ)2巻21号
吉松公浦	(ア)康永3年、(イ)同4年、(ウ)貞和2年、(エ)同3年	(ア)1巻149号、4巻1140号、(イ)1巻150号、7巻68号、(ウ)2巻95号、2巻267号、(エ)1巻156号
宮成公居	(ア)正平12年、(イ)延文3年、(ウ)正平13年、(エ)同16年、(オ)同19年、(カ)同22年、(キ)同23年、(ク)同24年、(ケ)同25年、(コ)応安5年、(ク)永和5年、(コ)至徳元年	(ア)3巻337号、(イ)1巻168号、(ウ)3巻342号、(エ)3巻446号、(オ)29巻55号、(カ)3巻368号、(キ)29巻59号、(ク)3巻374号、(ケ)7巻74号、(コ)3巻380号、(ク)30巻257号、(コ)3巻394号
宮成公内	(永徳元年以前)	(24巻宮成48号)
出光公行	(ア)永徳元年	(ア)1巻17号の15、24巻宮成48号
宮成公満	(応永以前)	(1巻193号)
到津公貞	(ア)至徳4年、(イ)康応元年、(ウ)明德元年、(エ)同2年、(オ)同4年、(カ)応永16年	(ア)1巻175号、3巻403号、(イ)3巻409号、(ウ)1巻112号裏、1巻182号(エ)3巻421号、(オ)3巻437号、(カ)1巻145号裏1
安心院公増	(ア)明德3年、(イ)応永7年、(ウ)同18年、(エ)同25年、(オ)同27年	(ア)1巻183号、29巻54号、(イ)29巻196号、(ウ)2巻162号、(エ)30巻28号、(オ)30巻28号
宮成公則	(ア)応永7・9年、(イ)同29年	(ア)1巻146号裏1、(イ)4巻543号
到津公兼	(ア)応永29年、(イ)同30年、(ウ)同32年、(エ)同33年、(オ)同34年、(カ)永享10年、(キ)享徳2年	(ア)1巻209号、4巻543号、(イ)1巻271号、4巻567号、4巻577号、29巻77号、(ウ)30巻29号、(エ)1巻218号、2巻344号、(オ)4巻584号、(カ)4巻673号、(キ)1巻271号
宮成公佐	(ア)応永25~26(?), (イ)応永34年、(ウ)正長元年、(エ)永享元年	(ア)1巻203号、(イ)30巻29号、(ウ)4巻609号、(エ)1巻271号
安心院公世	(ア)永享5年、(イ)同6年、(ウ)同7年	(ア)30巻63号、4巻646号、(イ)2巻251号、(ウ)1巻271号
出光公順	(ア)嘉吉元年	(ア)1巻271号
宮成公正	(ア)文安4年	(ア)1巻271号
到津公弘	(ア)享徳2年、(イ)寛正6年、(ウ)応仁元年、(エ)同2年、(オ)文明元年、(カ)同14年、(キ)同15年	(ア)1巻237号、(イ)1巻271号、(ウ)24巻宮成462号、(エ)30巻30号、(オ)2巻306号、(カ)30巻30号、(キ)1巻271号、4巻1044号、30巻109号
安心院公見	(ア)長祿2年、(イ)同3年、(ウ)文明7年、(エ)同9年、(オ)同10年、(カ)同11年	(ア)1巻244号、(イ)1巻271号、(ウ)29巻197号、(エ)1巻271号、(オ)2巻98号、(カ)4巻953号、4巻957号
宮成公幸	(ア)文明2年、(イ)同3年	(ア)29巻90号、(イ)1巻271号

出光公保	(ア)文明16年、(イ)同17年、(ウ)長享3年、(エ)延徳2年	(ア)30巻30号、(イ)30巻30号、(ウ)30巻33号
宮成公高	(ア)明応2年、(イ)同4年、(ウ)永正4年	(ア)30巻232号、(イ)4巻1242号、(ウ)30巻35号
到津公治	(ア)永正5年、(イ)同7年、(ウ)同10年	(ア)30巻35号、(イ)30巻35号、(ウ)30巻35号
出光公恒	(ア)永正10年、(イ)同14年	(ア)1巻315号、(イ)30巻35号
宮成公通	(ア)永正17年	(ア)30巻35号、5巻1820号
安心院公正	(ア)大永3年、(イ)同8年、(ウ)享祿3年	(ア)2巻356号、(イ)1巻349号、24巻宮成90号、(ウ)24巻宮成91号、2巻255号
宮成公建	(ア)大永5年、(イ)天文12年、(ウ)同13年、(エ)同14年、(オ)同15年、(カ)同18年	(ア)1巻339号、(イ)24巻到津385号、(ウ)24巻到津379号、同361号、(エ)24巻到津361号、(オ)24巻到津361号、(カ)24巻到津361号
到津公澄	(ア)天文3年、(イ)同5年、(ウ)同19年、(エ)永祿4年	(ア)24巻到津361号、(イ)24巻到津401号、同369号、(ウ)24巻到津361号、(エ)24巻宮成115号
出光公成	(ア)天文7年、(イ)同9年、(ウ)同10年、(エ)同11年	(ア)24巻到津361号、(イ)24巻宮成93号、(ウ)24巻到津361号、(エ)24巻到津361号
安心院公礼	(永祿4年以前)	(24巻宮成115号)
宮成公里	同上	同上
出光公善	同上	同上
宮成松千代	(ア)天正7年	(ア)24巻宮成129号
宮成公基	(ア)天正10年	(ア)29巻137号

- (註)
- (1) 『大分県史料』第一巻、到津文書一八三号  
宇佐神宮所蔵「出光系図」・「岩根系図」  
なお前者には公浦を公清と誤記す。
- (2) 『大分県史料』第三〇巻、到津文書一〇〇号の裏
- (3) 『大分県史料』第二九巻、益永文書一九六号
- (4) 『大分県史料』第一巻、到津文書二七一号
- (5) 『大分県史料』第一巻、到津文書二三七号
- (6) 『大分県史料』第二九巻、一八五号
- (7) 『大分県史料』第一巻、到津文書二二七号
- (8) 『大分県史料』第一巻、到津文書二二七号
- (9) 『大分県史料』第一巻、到津文書三一五号
- (10) 『増訂大友史料』第二六巻。「安心院町誌」
- (11) 『大分県史料』第一三巻の解題
- (12) 中山重記「宇佐宮朱印領の支配権について」(『大分県地方史』第80・81合輯号)

(13) 『大分県史料』第七卷、小山田文書二二九号、なお公澄館を破却したのは、永録四年のことである(宮成文書一一五号)

(14) 『大分県史料』第二四卷、宮成文書二二七号

## 五 おわりに

平安初期において、大神・宇佐の二氏による宇佐大官司職の交替制は、行幸会という宗教儀礼の中に規則正しく位置づけることによりそれがスムーズに実施されることをねらったものである。それ故に尊神を換え奉るということ、つまり行幸会の執行は大官司の重職として自覚されねばならなかった。

鎌倉から室町初期にかけて、宇佐氏の嫡庶間の大官司職をめぐる抗争は絶えなかったが、その後断絶した二家を除く四家(宮成・到津・安心院・出光)が交替でその職につくことのできる体制が確立した。その場合も行幸会を媒介にして交替の指標とし、しかも本来的な大官司の任期六ヶ年の原則を厳守しようとしたものである。

また、南北朝期において、二大官司が並立したのは、初期のほんの数年のことにかすぎず、南北朝期に普遍的にみられる現象ではなかった。

近世において宇佐宮神領は、鎮座地の宇佐村を中心とした地域にあり、それ故に神領外の大官司家は除外され、宮成・到津の二家のみが大官司職を継承できる二家体制が確立した。

以上、この小論は極めて荒削りな一試論ともいふべきものであり、先学諸氏の御叱正をお願いする次第である。

(下毛郡三光村大字森山六四八番地・宇佐市教育委員会社会教育課)